



2020年（令和2年）7月13日

長野地方最低賃金審議会 御中

長野県弁護士会

会長 中 寫 知 文



「安心して暮らせるだけの最低賃金の実現を求める会長声明」の送付について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会では「安心して暮らせるだけの最低賃金の実現を求める会長声明」を公表いたしました。

ご参考までに送付させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

敬白



安心して暮らせるだけの最低賃金の実現を求める会長声明

非正規労働者が労働者全体の3分の1を超え、年間給与額200万円以下で働く民間企業の労働者は、1000万人を超えている。格差と貧困が拡大している我が国の状況においては、最低賃金制度のセーフティーネットとしての機能を真に実効的なものとし、労働者が最低賃金でフルタイム働けば、それだけで安心して暮らせる賃金水準にすることが必要である。

昨年2019年、中央最低賃金審議会は、全国加重平均27円の引上げ（全国加重平均額901円）を答申し、長野地方最低賃金審議会でも27円の引き上げを答申して、長野県の最低賃金は、時給848円となった。

しかしながら、仮に週40時間、年52週、働いたとしても、年収で約176万円、月額約14万7000円にしかない。これでは、到底、安心して暮らせるだけの賃金水準には達していない。

また、地域間格差は依然として解消されず、最も高い東京の時給1013円に対し、最も低い15県は時給790円であり、223円もの開きがある。長野県とは165円の開きである。賃金格差は、若者の都市部への流出、地方の人口減少、東京一極集中の弊害の要因となっている。賃金の地域間格差をなくすためには、全国一律の最低賃金制度を設けるべきである。

今般、政府の緊急事態宣言により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者にとっては、今こそ最低賃金制度のセーフティーネット機能が発揮されるべきである。

一方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、国は、一層の中小企業支援策を講じるとともに、最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担軽減策、及び、これまで以上に、元請け企業と中小下請け企業間において公正な取引が確保されるよう努めることも必要である。

以上より、安心して暮らせるだけの最低賃金の実現に向け、中央最低賃金審議会及び長野地方最低賃金審議会においては、最低賃金のさらなる引き上げを図るべきである。また、地域間格差をなくすために、国は、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

2020年（令和2年）7月13日

長野県弁護士会

会長 中 篤 知 文





2020年 7月 16日

長野労働局長
中原 正裕 様

日本労働組合総連合会長野県連合会
会 長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会
委員長 山口 正巳



2020 年度最低賃金行政に関する要請書

日頃は、県政発展と勤労者をはじめ長野県民のため、様々な行政施策にご尽力いただいていることに敬意を表しますとともに、連合長野の諸活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

連合長野は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、暮らしや仕事、将来への不安を払拭し、働くことを通じて支え合う希望と安心な社会構築に向け、雇用の維持・安定と労働条件の維持・向上、女性が就業を継続して活躍することができる環境の整備、社会的セーフティネットの整備等、県内で働く者すべての暮らしの底上げ・底支え、格差是正に全力で取り組んでいます。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

近年、地域別最低賃金は大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第 1 条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。さらに、地域間格差も深刻な問題です。地域別最低賃金の最高額と最低額では、2019 年度審議の結果、16 年ぶりに 1 円の改善がみられたものの、依然として 223 円もの差が生じています。長野県同様、深刻な人手不足を背景に、地域別最低賃金の地域間格差が、隣県や都市部への働き手流出の一因となっており、格差の縮小が喫緊の課題です。

最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準を確保した上で、同時に監督行政の強化も行い、その実効性を高めていくことが求められています。



加えて、わが国は、戦後最大とも呼べる新型コロナウイルス感染症による危機的状況を可能な限り早期に収束させるため、国民一丸となった対応を続けています。緊急事態宣言は一旦解除されましたが、すべての県民の命と健康、そして生活を守っていくためにも「新しい生活様式」による感染症対策を継続するとともに、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ、経済を再生させていかなければなりません。そのためには、あらゆる政策を総動員していく必要があります、最低賃金引き上げはその重要な政策の一つと位置付けております。

連合長野は、このような認識に立ち、更に重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく最低賃金に関する事項について取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、その実現に向けて最大限の努力をいただきますよう下記のとおり要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善をめざした審議が求められている。本年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が経済情勢等におよぶ中での審議となるが、そうした情勢にあるからこそ、公労使が最低賃金制度が果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる金額が決定されるよう審議会運営に努めること。

(2) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（目安全協報告）の尊重

2017（平成 29）年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告では、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」ことなどを確認している。

長野最低賃金審議会における審議にあたっては、同報告の趣旨を最大限尊重した審議会運営をはかること。

(3) 早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。10 月 1 日発効に向け、各小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に配慮することとあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

2. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとし



て、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正な競争を確保に寄与している。

このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的と役割を周知・徹底するとともに、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアチブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

- (2) 各専門部会での審議においては、早期発効に配慮することにあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

3. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援策の周知等について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知・徹底をはかること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。
- (2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額が見直されるよう、地方自治体に対し、指導を強化すること。

5. その他

地方最低賃金審議会においては、法制度の理解を深める場を設けるなど、法の趣旨が尊重された議論となるよう審議会運営に努めること。

以 上

長野労働局
局長 中原 正裕 様



最低賃金の引き上げ、労働行政の充実に関する要請

長野県労働組合連合会（県労連）
議長 細尾 俊彦



日頃から、県内労働者の権利擁護・雇用確保・労働者の地位向上などに、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

厳しい日本経済に新型コロナウイルス感染が追い打ちをかけました。コロナ禍でライフラインを支え続けているエッセンシャルワーカーの多くが、非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いています。こうした労働者は、コロナ禍で真っ先に生活破綻に陥っています。

国は「雇用調整助成金」の一人当たり日額上限を、8,330円（時給換算1,041円）から、15,000円（同1,875円）に引き上げました。これは東京の最賃1,013円の水準でも、生活を維持するには不十分なことを認めたことになるのではないのでしょうか。

また、コロナ禍で緊急事態宣言や自粛要請によって苦しんでいる中小企業にとっても、最低生計費や最賃は、中小企業が国や自治体に補償を求める根拠となるものです。

最賃の地域間格差は、東京一極集中と地方の人口流出の要因となっています。さらに、コロナ後の社会を展望すれば、飲食店や小売店が深夜まで営業しなくてもすむよう、労働者も残業をなくして1日8時間労働で生活できるようにする必要があります。

長野県の2019年の改定による地域別最低賃金は、848円です。1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万円弱の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”は、残念ながらできません。この状況をいつまでも放置するわけにはいきません。

最低賃金審議会での審議にあたり、中央でも地方でも「標準生計費」（人事院）が唯一「労働者の生計費」の資料として示されています。単身世帯（18～26歳）の標準生計費は、月120,190円（税込み）で、生活するには困難な金額です。全労連ではここ数年、マーケットバスケット方式で、ぎりぎりの生活でなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を18都道府県で調査してきました。今年、長野県労連でも調査を行いました。全国的に単身若年世帯では、ほぼ「時給1,500円」という結果がでています。

この結果をふまえていただき、人間らしく生活できる「最低賃金」の改善をめざして、2020年の最低賃金改定では大幅な引き上げを判断して頂くように要請致します。

記

1. 最低賃金については、以下のように改善すること。
 - ①地域別最低賃金は、早期に「時間額1,500円」となるよう引き上げること。
 - ②審議会や専門部会を公開すること。審議において意見陳述する機会を必ず設けること。
 - ③全国一律最低賃金制度を創設すること。
 - ④労働局長は、労使の調査審議の結果をふまえつつ、労働組合で取り組んだ「最低生計費調査の結果」を踏まえた金額を決定すること。
2. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いも配慮し、改めて公正な立場から選出を行うこと。
3. 違法残業、違法派遣、不当解雇が後を絶ちません。指導・監督の現状を示すこと。さらに、今後も厳重な指導・監督を行うため、その体制を強化すること。
4. 長時間労働の規制強化や、過労死の根絶が求められます。そのため、高度プロフェッショナル制度の導入やテレワーク、変形労働時間による労働時間の柔軟化に対し、労働現場の実態と問題点を把握し、労働時間管理の指導監督を強化すること。

以上



2020年7月22日

長野県の最低賃金 848 円をすぐに
1,500 円以上へ引き上げることを
求める要請（個人署名）

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

長野地方最低賃金審議会会長 殿

長野労働局長 殿

16,593 筆

長野県労働組合連合会